

天理市商工会 2026 サナエンプロジェクト ロゴ「SANAR」使用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、天理市商工会 2026 サナエンプロジェクト ロゴ（以下「SANAR」という。）の使用に関し必要な事項を定め、天理市の PR、市製品の販路拡大、天理市の産業振興等に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において SANAR とは、天理市商工会が著作権を有している別紙1のデザイン、並びにこれらを展開したものとする。

(使用承認の申請)

第3条 SANAR を使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、あらかじめ天理市商工会 2026 サナエンプロジェクト ロゴ「SANAR」使用承認申請書（様式第1号）に必要書類を添えて会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、新聞、テレビ等報道機関が報道目的で使用する場合は、この限りでない。

2. 前項の申請に要する費用は、使用申請者が負担するものとする。

(資格要件)

第4条 使用申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、会長はこれを承認しない。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条に規定する暴力団員
- 二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条（同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者

- 三 特定商取引に関する法律（昭和51年第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者

(使用承認基準)

第5条 会長は、第3条第1項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、2026 サナエンプロジェクト ロゴ「SANAR」使用承認書（様式第2号）を交付するものとする。

2 会長は、前項の規定により承認する場合において、条件を付することができる。

3 SANAR の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、会長はこれを承認しないこととし、使用不承認通知書（様式第3号）を交付するものとする。

- 一 天理市商工会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
- 二 特定の政治、思想、宗教を支援し、または支援しているような誤解を与えるおそれがある場合
- 三 特定の個人又は団体を後援しているような誤解を与えるおそれがある場合
- 四 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合
- 五 天理市商工会の事業又は天理市商工会が認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがある場合
- 六 法令や公序良俗に反するおそれがある場合

- 七 イラスト等の使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- 八 SANAR のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- 九 この使用要綱の規定に従わないおそれがある場合
- 十 その他承認することが不相当と認められる場合

(使用方法)

第6条 SANAR のデザインは、別に定めるガイドラインに沿ったものでなければならない。

(使用期間)

第7条 SANAR の使用期間は、原則として1年間以内とする。ただし、必要に応じて使用期間を修正することができる。

- 2 前項の使用期間終了後、引き続き SANAR を使用しようとする者は、改めて第3条の申請を行い、会長の承認を受けなければならない。

(承認の取消等)

第8条 会長は、使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条第1項の使用承認を取り消すことができる。

- 一 使用者がこの要綱に違反した場合
- 二 使用者が第5条第2項の条件に違反した場合
- 三 第5条第3項各号のいずれかに該当することとなった場合
- 四 その他会長が取り消し、又は解除することが相当と認めた場合

- 2 会長は、前項の規定による使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用料)

第9条 SANAR の使用は、無償とする。

(使用上の遵守事項)

第10条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 承認された用途のみに使用し、他の用途には使用しないこと。
- 二 当該使用に係る商品等の完成見本を速やかに会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- 三 当該使用に係る商品等の使用に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。当該使用に係る商品等を原因とする事故に対しては、会長は一切の責任を負わないものとする。
- 四 当該使用に係る商品等には、原則として承認番号を明示するものとする。

(承認事項の変更)

第11条 使用者が使用承認の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ2026 サナエンプロジェクト ロゴ「SANAR」変更承認申請書（様式第4号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 会長は前項に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、変更を承認する

ときは2026 サナエンプロジェクト ロゴ「SANAR」変更承認書（様式第5号）を、承認しないときは2026 サナエンプロジェクト ロゴ「SANAR」変更不承認通知書（様式第6号）をそれぞれ交付するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第12条 使用者は、SANARを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸することができない。

（使用実績の報告）

第13条 会長は、使用者に対してSANARの使用に関する事項について、資料の提出または報告を求めることができる。

（損失補償等の責任）

第14条 会長は、SANARの使用に係る損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、SANARの取扱いについて必要な事項は別に定める。